

電気予定使用量

①流量調整工

使用量 (流量調整工)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	30アンペア	240	220	260	260	240	270	250	240	270	210	220	240	2,920 kWh
	動力	8kw 力率80%	80	70	80	10	0	0	80	80	80	60	70	80	690 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

②第2警報局舎

使用量 (第2警報局舎)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	30アンペア	50	70	100	90	70	80	40	40	50	30	40	40	700 kWh
	動力	7kw 力率90%	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

③和田子局

使用量 (和田子局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	30アンペア	60	50	100	140	100	100	50	60	80	60	60	60	920 kWh
	動力	3kw 力率80%	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

④肝付子局

使用量 (肝付子局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	20アンペア	70	70	70	80	80	70	20	20	40	30	50	80	680 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

⑤稻荷山子局

使用量 (稻荷山子局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	20アンペア	30	30	60	40	30	30	30	30	60	50	40	20	450 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

⑥第2スピーカー局

使用量 (第2スピーカー局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	20アンペア	30	30	50	100	90	70	40	70	120	80	80	70	830 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

⑦下抗口子局

使用量 (下抗口子局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	20アンペア	20	10	10	20	10	20	20	40	60	40	40	20	310 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。

⑧鹿屋子局

使用量 (鹿屋子局)	種別	契約 アンペア等	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	使用量合計
	電灯	20アンペア	20	20	40	80	40	30	20	20	30	20	20	20	360 kWh

※ 予定電気使用量は、令和5年10月から令和6年9月までの数値から毎月の使用量の一の位を切り捨てた値とする。なお、切り捨てた値が0となる場合は、10とする。